（関東管区警察局の所掌事務の特例）

第三十条の二　前条の規定にかかわらず、関東管区警察局は、全国を管轄区域として、警察庁の所掌事務のうち第五条第四項第十六号に掲げるものに係るものを分掌する。

第三十一条第二項中「所掌事務」の下に「（前条の規定により関東管区警察局が分掌する事務を除く。）」を加える。

第三十三条第一項中「第五条第四項第十八号及び第十九号」を「第五条第四項第十九号及び第二十号」に改める。

第三十四条第三項中「（情報通信局長を除く。）」を削る。

第六十一条の三第一項中「分担」の下に「（重大サイバー事案の処理にあつては、警察庁及び関係都道府県警察間の分担）」を加え、同条に次の二項を加える。

3　長官は、重大サイバー事案について警察庁と都道府県警察が共同して処理を行う必要があると認めるときは、当該重大サイバー事案の処理に関する方針を定め、警察庁又は関係都道府県警察の一の警察官（第六十条第一項の規定による援助の要求又は第一項の規定による指示により派遣された者を含む。）に、当該重大サイバー事案の処理に関し、当該方針の範囲内で、警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる。

4　第一項の規定による指示により重大サイバー事案の処理に関して警察庁に派遣された都道府県警察の警察官は、国家公安委員会の管理の下に、当該重大サイバー事案の処理に必要な限度で、全国において、職権を行うことができる。

第六十四条中「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五条第四項第十六号に掲げるものに係る事務に関して必要な職務を行う警察庁の警察官は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該職務に必要な限度で職権を行うものとする。

第七十九条第一項中「職員」の下に「（第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官を除く。）」を加え、同条第二項中「は、前項」を「又は国家公安委員会は、前二項」に改め、同項第一号中「都道府県警察」を「警察」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第六十四条第一項に規定する警察庁の警察官及び第六十一条の三第四項に規定する都道府県警察の警察官の当該職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正）

第二条　警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「給付の」を「前項の規定にかかわらず、給付の」に、「第六十条の規定により」を「第六十条第一項の規定による」に、「要求に基き援助におもむいた」を「援助の要求により派遣された」に、「基因する」を「起因する」に、「警察官の援助を要求した当該」を「援助の要求をした」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定にかかわらず、給付の原因である災害が、次に掲げる警察官に協力援助したことに起因するものについては、国がその給付を行うものとする。

一　警察法第六十一条の三第一項の規定による指示により警察庁に派遣された警察官

二　警察法第七十三条第三項の規定により同条第一項の布告区域（同条第二項の規定により布告区域以外の区域に派遣された場合における当該区域を含む。）に派遣され当該区域内において職務を行つた警察官

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第三条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「認める」の下に「警察庁又は」を加え、「、関係書類を送付して」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に関係書類を送付するものとする。

第七条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　警察庁が前条の指示を受けた場合においては、警察庁長官は、警察庁の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。

第十四条第三項中「前項」を「警察庁長官が共助に必要な証拠の収集を終えたとき又は前項の規定により証拠」に、「これ」を「収集した証拠又は送付を受けた証拠」に改める。

第十八条第一項第一号中「認める」の下に「警察庁又は」を加え、同条第八項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　警察庁が第一項第一号の指示を受けた場合においては、警察庁長官は、警察庁の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。

（国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正）

第四条　国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律（平成十九年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「認める」の下に「警察庁又は」を加え、「、関係書類を送付して」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、都道府県警察に対して指示を行うときは、当該都道府県警察に関係書類を送付するものとする。

第八条中「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

第十条第三項中「前項の」を「警察庁長官が協力に必要な証拠の収集を終えたとき又は前項の規定により」に、「これ」を「収集した証拠又は送付を受けた証拠」に改める。

第五十二条第一項第一号中「認める」の下に「警察庁又は」を加え、同条第二項中「第八項」を「第九項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「同条第六項」の下に「及び第七項」を加える。

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　古川　禎久
外務大臣　林　芳正

法律第七号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「産業高度化・事業革新促進計画等」を「産業イノベーション促進計画等」に、「―第六十五条」を「・第六十四条」に、「第六十六条―第七十二条」を「第六十五条―第六十七条」に、「第七十三条・第七十四条」を「第六十八条・第六十九条」に、「第七十五条―第八十三条の二」を「第七